

# JACDS ダイレクトニュース

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

## 電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導について (時限的・特例的容認)

4月10日付け厚生労働省事務連絡通知により、電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導が時限的・特例的に容認されましたので、ご連絡いたします。

別添資料(事務連絡No.20012)をご覧ください。

### ■ 通知のポイント

1. 医療機関からFAX等により送付された処方箋を原本とみなして調剤して差し支えないこと(後日原本入手)  
→ 処方箋の備考欄に「0410 対応」との記載あり。感染者であり自宅療養又は宿泊療養の場合は「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載。
2. オンライン診療に基づく調剤かどうかにかかわらず、電話・情報機器を用いた服薬指導を行って差し支えないこと
3. 留意点：①服薬状況の把握等の手順の説明・記録  
②当該患者へ初めて調剤した薬剤に関する特別な対応  
③必要な場合の迅速な対面服薬指導への切替え  
④患者のなりすましの防止
4. 配送料・薬剤料等の支払いは、配送業者による代金引換、電子決済等で差し支えないこと

### ■ 調剤報酬

調剤技術料、薬剤料、特定医療保険材料料、薬剤服用歴管理指導料等の算定は可能とされています。

別添資料(事務連絡No.20013)をご覧ください。

### ■ 配送費用

配送費用については、国費による補てんが予定されており(「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」4月7日閣議決定)、都道府県ごとに都道府県薬剤師会が県内薬局からの請求を受けて支払うという方法(※)が見込まれています。詳細が分かり次第、ご連絡いたします。

※ 地方自治体から支払う場合には、自治体の予算措置(議会の議決が必要)が必要なため迅速に対応できないことから、薬剤師会に依頼したとのこと。

文責：中澤

### 別添資料(行政からの通知)

1. 事務連絡No.20012 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて
2. 事務連絡No.20013 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311

FAX. 045-474-2569